

2020年4月23日

各位

公益財団法人神野教育財団

2020年度教育・文化活動助成の募集開始について

かみの

公益財団法人神野教育財団（理事長：神野吾郎）では、2020年度事業（2021年3月末日まで）として、教育・文化活動助成を下記のとおり行い、募集を開始いたしました。

この助成は、愛知県東三河地区を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行っている個人または団体に対して、その活動費用の一部を事前に助成するもので、2020年度内に行なわれる愛知県東三河地区を基盤とした優れた学校教育活動または社会教育活動、文化活動を助成対象といたします。

個人に対する助成金は原則として1件につき20万円以内、団体に対する助成金は原則として1件につき30万円以内とし、提出された申請書類（ホームページよりダウンロード可能）に基づき、当財団の選考委員会にて選考を行い、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は締め切り後1ヶ月以内に書面にて申請者に通知し、2020年7月下旬頃授与式を開催する予定です。

募集要項等の詳細は別紙をご参照くださいますようお願いいたします。

《本件に関するお問い合わせ先》

公益財団法人 神野教育財団 事務局

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サラタワー

株式会社サラコーポレーション 総務グループ内（担当：鈴木）

TEL 0532-51-1182 / FAX 0532-51-1154

ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

公益財団法人 かみのきょういくざいだん 神野教育財団 概要

■沿革

昭和17年4月(1942)「財団法人 神野報恩会」設立許可

昭和51年2月(1976)「財団法人 神野教育財団」名称変更とともに事業分野を教育に特化

平成26年4月(2014) 愛知県より公益認定を受け、公益財団法人へ移行

■役員

理事長 神野吾郎 (株式会社サーラコーポレーション代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO)

その他理事 5名、監事 2名、評議員 9名

■事業目的 (定款第3条)

この法人は、愛知県東三河地域に関わりの深い大学に在学する学生に対し奨学援助を行うとともに、同地域の教育・文化の向上に資する諸活動に対する助成を通じ、有為な人材を育成することを目的とする。

■事業概要 (定款第4条)

(1) 経済的理由で修学困難な学生に対する奨学金の給付

…大学院生にする奨学金給付事業。指定校制。原則として留学生を対象とする。50万円/年、2名/年。

(2) 地域の教育・文化の向上に資する活動に対して助成する事業

…教育・文化活動助成事業(平成16年度～)。より広く教育に関する事業に対して助成。

(3) 自主的に海外研修を行う学生に対して助成する事業

…大学院生に対する海外研修助成事業。指定校制。30万円/年、3名/年。

※当財団の事業は、愛知県内において行うものとする。

■教育・文化活動助成について

A) 過去5回の応募状況

	応募件数	助成件数	助成総額
2019年度(第16回)	14	9 (7団体・2個人)	161万7676円
2018年度(第15回)	16	7 (6団体・1個人)	148万1800円
2017年度(第14回)	17	7 (5団体・2個人)	148万0000円
2016年度(第13回)	17	9 (8団体・1個人)	148万0000円
2015年度(第12回)	19	9 (9団体)	154万6000円

※概ね10件以内。個人上限20万円 団体上限30万円。

B) 審査

6月下旬～7月上旬頃、選考委員会を開催

■事務局

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サラタワー

株式会社サーラコーポレーション 総務グループ内 (担当:鈴木)

TEL0532-51-1182/FAX0532-51-1154

ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

～あなたの教育・文化活動を支援いたします～
2020年度 教育・文化活動助成のご案内

公益財団法人神野教育財団

当財団は2020年度事業（2021年3月末日まで）として、教育・文化活動に対する助成を下記のとおり行いますのでご案内いたします。

記

■ 趣旨

この助成は、愛知県東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行っている個人または団体に対して、その活動費用の一部を事前に助成するものです。

※東三河地域…豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村の8市町村を指す。

※教育活動…スポーツを含む学校教育活動および社会教育活動とする。

※文化活動…音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究等の分野の活動とする。

■ 対象

2020年度内に行なわれる愛知県東三河地域を基盤とした優れた学校教育活動または社会教育活動、文化活動が助成対象となります。

※ただし、以下の活動および費用等は助成対象となりません。

毎年継続的に行われるなど恒例の事業（活性化の契機となる活動、周年事業等の特別活動は対象となります）、営利を目的とした事業、汎用性の高い機材（パソコン・プリンタ等）の購入費用等。

■ 応募

所定の申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、2020年6月15日(月)までに当財団宛に郵送によりご提出ください。（当日の消印まで有効）

申請の際、活動実績、活動状況等の資料をできる限り添付してください。ただし、添付資料は選考結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。また、提出された申請書の「受理通知」は発行いたしません。

※原則として、個人または団体からの直接申請としますが、第三者からの推薦申請もお受けします。

■ 助成金の額および件数

個人に対する助成金は原則として1件につき20万円以内、団体に対する助成金は原則として1件につき30万円以内とし、内容と規模によって助成額を決定します。なお、2019年度は9件の助成を行いました。過去の助成実績につきまして、ホームページに掲載しておりますので、ご参考までにご覧ください。

■ 助成先の決定および通知

提出された申込用紙に基づき、当財団の選考委員会にて選考を行ない、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は締め切り後1ヶ月以内に書面にて申請者に通知します。

■ 助成金給付の時期

助成金は授与式終了後、速やかに団体または個人が指定する銀行口座へ振り込みます。

■ 報告書の提出等

(1) 助成金受領者には、2021年3月末日までに、研究・活動の成果報告および会計報告をしていただきます。

(2) 助成金受領者が成果の公表、関連イベントの開催等、助成活動に関わる外部公表を行う場合には、当財団から助成を受けた旨を当該活動において明示していただきます。

(3) 申請書、添付資料等に記載いただきました氏名、住所、連絡先等に関しましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理いたします。

■ 助成金給付の取り消し・変更について

(1) 助成対象事業を中止または変更する場合は、助成金の給付を取り消しまたは変更することがあります。この場合、給付済みの助成金があればその全部または一部を返還していただきます。

(2) 提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、助成金の給付を取り消し、給付した助成金全額を返還していただくことがあります。

■ 申請書の郵送先および問い合わせ先

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー 株式会社サーラコーポレーション内
公益財団法人神野教育財団 事務局 (担当: 鈴木)

TEL 0532-51-1182 ホームページ <http://www.kaminozaidan.jp>

以上